様式第11

年次報告書

令和　 年　　月　　日

大阪府知事　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 会社所在地 |  |
| 会社名 |  |
| 電話番号 |  |
| 代表者の氏名 |  |

　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

 記

報告者の種別と申請基準日等について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告者の種別 | □第一種特別贈与認定中小企業者 | □第二種特別贈与認定中小企業者 |
| □第一種特別相続認定中小企業者 | □第二種特別相続認定中小企業者 |
| □第一種特例贈与認定中小企業者 | □第二種特例贈与認定中小企業者 |
| □第一種特例相続認定中小企業者 | □第二種特例相続認定中小企業者 |
| 報告者に係る認定の認定年月日等 | 認定年月日及び番号 | 　　年　　月　　日（経支第　　　号） |
| 認定申請基準日 | 　　年　　月　　日 |
| 報告基準日 | 　　年　　月　　日 |
| 報告基準期間 | 　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日 |
| 報告基準事業年度 | 　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日 |

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本様式における第一種特別贈与（相続）認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者又は第二種特例贈与（相続）認定中小企業者について準用する。なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者（経営承継相続人）」、「認定贈与株式」、「贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）」「贈与報告基準日（相続報告基準日）」、「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）」又は「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）」とある場合は、報告者の種別に合わせて対応する語句に読み替えるものとする。
3. 報告書の写し（別紙1及び別紙2を含む）及び施行規則第12条第2項（第4項）各号に掲げる書類を添付する。
4. 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」という。）に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
5. 贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
6. 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第10項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。
7. 報告者が施行規則第9条第2項第12号及び第13号に規定するやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当する場合であって、一定の期間内に解消できる見込みであるときには、当該事由がやむを得ない事由に該当する旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1. 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
2. 報告者が株式交換等により認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
3. 「各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数」については、過去の年次報告分も含めて各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数を記載し、5回目の年次報告時には、常時使用する従業員数の5年平均人数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）も記載する。
4. 「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
5. 「(\*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
6. 「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
7. 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
8. 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
9. 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
10. 「特別子会社」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。
11. 「やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。
12. 「前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合」については、資産保有型会社の場合は当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間に、資産運用型会社の場合は当該事由が生じた日かの属する事業年度から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度までの期間における当該事由の解消の有無を記載する。解消している場合には、解消したことを証する書類を添付する。

（別紙1）

第　　　種　　　 　　　認定中小企業者に係る報告事項①

（認定年月日：　　年　月　日、認定番号：経支第　　　　号）

1　経営承継受贈者（経営承継相続人）について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数 |  (a) |  | 個 |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合 | (b)+(c) | 個 |
| ((b)+(c))/(a) | % |
|  | 贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合 | (b) | 個 |
| (b)/(a) | % |
| 適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(\*1) （本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。） | 個 |
| □第70条の7　□第70条の7の2　□第70条の7の4 | □第70条の7の5□第70条の7の6　□第70条の7の8 |
| (\*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数 | 個 |
| 贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者 | 氏名(会社名） | 住所(会社所在地） | 保有議決権数及びその割合 |
|  |  | (c) | 個 |
| (c)/(a) | % |
|  |  |  |  | (c) | 個 |
| (c)/(a) | % |
|  |  |  |  | (c) | 個 |
| (c)/(a) | % |
|  |  |  |  | (c) | 個 |
| (c)/(a) | % |
|  |  |  |  | (c) | 個 |
| (c)/(a) | % |

2　贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型 | □該当無し□第一種特別贈与認定株式再贈与　□第一種特例贈与認定株式再贈与 | □第二種特別贈与認定株式再贈与□第二種特例贈与認定株式再贈与 |
|  | 氏名 | 認定日 | 左記認定番号 | 左記認定を受けた株式数 |
| 認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。（当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。） |  |  |  |  |

3　認定中小企業者について

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業内容 |  |
| 贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額 | 円 |
| 贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額 | 円 |
|  | 贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由 |  |
| 贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額 | 円 |
| 贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額 | 円 |
|  | 贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由 |  |
| 贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数 | (a)+(b)+(c)-(d)人 |
|  | 厚生年金保険の被保険者の数 | (a) | 人 |
| 厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数 | (b) | 人 |
| 厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数 | (c) | 人 |
| 役員（使用人兼務役員を除く。）の数 | (d) | 人 |
| 各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数 | 1　回　目（　年　月　日） | (ｲ) | 人 |
| 2　回　目（　年　月　日） | (ﾛ) | 人 |
| 　3　回　目（　年　月　日） | (ﾊ) | 人 |
| 　4　回　目（　年　月　日） | (ﾆ) | 人 |
| 　5　回　目（　年　月　日） | (ﾎ) | 人 |
| 5　年　平　均　人　数 | ((ｲ)+(ﾛ)+(ﾊ)+(ﾆ)+(ﾎ))/5人 |
| 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名 | 　年　月　日から　年　月　日まで |  |
| 　年　月　日から　年　月　日まで |  |
| 　年　月　日から　年　月　日まで |  |

4　贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 特定特別子会社に　該当 / 非該当 |
| 会社名 | 　 |
| 会社所在地 | 　 |
| 主たる事業内容 | 　 |
| 総株主等議決権数 | (a) | 個 |
| 株主又は社員 | 氏名（会社名） | 住所（会社所在地） | 保有議決権数及びその割合 |
|  |  | (b) | 個 |
| (b)/(a) | % |
|  |  |  | (b) | 個 |
| (b)/(a) | % |
|  |  |  | (b) | 個 |
| (b)/(a) | % |
|  |  |  | (b) | 個 |
| (b)/(a) | % |

5　会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

|  |  |
| --- | --- |
| 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(\*2)の発行の有無 | 有□　無□ |
| (\*2)を発行している場合にはその保有者 | 氏名（会社名） | 住所（会社所在地） |
|  |  |

（別紙2）

第　　　種　　　 　　　認定中小企業者に係る報告事項②

（認定年月日：　　年　月　日、認定番号：経支第　　　　号）

1 認定中小企業者における特定資産等について

|  |
| --- |
| 贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表 |
| 種別 | 内容 | 利用状況 | 帳簿価額 | 運用収入 |
| 有価証券 | 特別子会社の株式又は持分（(\*3)を除く。） | 　 | 　 | (1)円 | (12)円 |
| 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(\*3) | 　 | 　 | (2)円 | (13)円 |
| 特別子会社の株式又は持分以外のもの | 　 | 　 | (3)円 | (14)円 |
| 不動産 | 現に自ら使用しているもの | 　 | 　 | (4)円 | (15)円 |
| 現に自ら使用していないもの | 　 | 　 | (5)円 | (16)円 |
| ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 | 事業の用に供することを目的として有するもの | 　 | 　 | (6)円 | (17)円 |
| 事業の用に供することを目的としないで有するもの | 　 | 　 | (7)円 | (18)円 |
| 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 | 事業の用に供することを目的として有するもの | 　 | 　 | (8)円 | (19)円 |
| 事業の用に供することを目的としないで有するもの | 　 | 　 | (9)円 | (20)円 |
| 現金、預貯金等 | 現金及び預貯金その他これらに類する資産 | 　 | 　 | (10)円 | (21)円 |
| 経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 | 　 | 　 | (11)円 | (22)円 |
| 特定資産の帳簿価額の合計額 | (23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)円 | 特定資産の運用収入の合計額 | (25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)円 |
| 資産の帳簿価額の総額 | (24)円 | 総収入金額 | (26)円 |
| 贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額 | 剰余金の配当等 | (27)円 |
| 損金不算入となる給与 | (28)円 |
| 特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合 | (29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))% | 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 | (30)=(25)/(26)% |
| 総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。） | 円 |

2　やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

|  |  |
| --- | --- |
| 該当した日 | 　　　年　　月　　日 |
| その事由 |  |
| 解消見込時期 | 　　年　　月頃 |

3　前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

|  |  |
| --- | --- |
| 解消の有無 | □有　□無 |